

令和8年度「二国間クレジット取得等のためのインフラ整備調査事業委託費（JCMクレジット取引市場の技術的検証事業）」に係る企画競争募集要領

令和8年4月27日
経済産業省
GXグループ
地球環境対策室

経済産業省では、令和8年度「二国間クレジット取得等のためのインフラ整備調査事業委託費（JCMクレジット取引市場の技術的検証事業）」を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

なお、委託契約に係るルールを一部改正し、令和5年10月16日（月）より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

1. 事業目的

我が国は、優れた脱炭素技術や製品の普及等を推進し、国連気候変動枠組条約の目的達成に貢献する「二国間クレジット制度」（以下、「JCM」という。）を積極的に推進している。

また、日本は国連に提出したNDC（国が決定する貢献）及び地球温暖化対策計画において、世界全体での1.5℃目標と整合的で、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、2030年度において2013年度比46%削減、2035年度に同60%、2040年度において同73%削減することを目指すとしている。そして、JCMに関連する目標として、官民連携で2030年度までの累積で1億トン、2040年度までに2億トンの国際的な排出削減・吸収量を確保することを掲げている。このため、今後、JCMを活用した緩和対策促進に向けて、プロジェクト開発ソーシングの領域・規模・ルート等の拡大に取り組むとしており、分野・領域については、制度開始以来実施している省エネルギー・再生可能エネルギーに加えて、非エネルギー分野の排出削減、CCS、さらに削減のみならず温室効果ガス除去など幅広い分野・領域へと拡大を図るとしている。このため、政府資金によるプロジェクト支援と併せて、民間資金を中心とするJCMプロジェクトについても、官民の幅広い関係機関等と連携しつつ、拡大・加速させるとしている。

国内においては、本年4月から、GX-ETSの第2フェーズが開始され、年間10万トン以上の排出企業が排出削減義務を負うことになる。対象企業は実排出量の10%までクレジットを活用することが可能になり、JCMクレジットも適格クレジットとして利用可能となる。これを受けて、足下では民間企業が自ら資金調達してJCMプロジェクトを推進する民間JCMを目指す動きが本格化しつつある。

このように、JCMを取り巻く課題解決に向けては、民間JCMの促進が非常に重要になっているが、民間企業に更に取り組を深めてもらうインフラとして、国内にJCMクレジットを取引できる市場を創設し、2026年度以降のGX-ETSの義務を遵守するためのJCMクレジットを調達可能な環境を実現することが喫緊の課題となっている。

本事業では、これら具体的な対応の方向性を踏まえて、2027年4月からJCMクレジット取引を開始できるようカーボン・クレジット市場におけるJCMクレジット取引に係る（1）制度設計・規定類の整備、（2）取引市場側の運用体制の構築に向けた検討、（3）取引参加者関連の運用構築の検討等を行うことを目的とする。

2. 事業内容

1. の事業目的を達成するため、経済産業省及び環境省をはじめとする関係省庁、当該分野に深い知見を有する学識経験者、研究機関、金融機関等と連携しつつ、以下の内容を実施する。

その際、これまで実施されてきた過去の調査事業等の成果を最大限活用するとともに、調査の詳細については経済産業省及び環境省担当者と適宜相談した上で進める。

(1) JCM クレジット取引に係る制度設計・規定類整備

カーボン・クレジット市場における JCM クレジット取引に係る制度・規定類に関して、以下の点を検証するとともに、検証結果も踏まえて「カーボン・クレジット市場」のあるべき姿について分析し設計・整備する。なお、これら以外に 2. 事業目的に照らしてカーボン・クレジット市場の制度・規定類として備えることがふさわしいと考えられるものについては経済産業省及び環境省担当者に提案し、同担当者との相談の上決定することとする。

i. JCM クレジット売買

a. JCM クレジットの売買区分

カーボン・クレジット市場における JCM クレジット取引について、流動性や商品に対する需要家のニーズ、既存クレジット（J-クレジット、国内ボランタリークレジット）での取引分類等を考慮し経済産業省及び環境省担当者に提案し、同担当者との相談の上、JCM クレジットの売買区分を決定することとする。

b. その他

売買区分、売買単位、呼値の単位、売買の一時中断・停止等、売買に関連して必要な制度設計、市場の自立的な運用に向けた分析と方針策定、経済産業省及び環境省を含む関係省庁・機関との調整、規定類の整備を行う。

ii. JCM クレジット価格の公示

原則、約定価格、四本値、参考指標をホームページ等に公表することとするが、具体的な方法については経済産業省及び環境省担当者に提案し、同担当者との相談の上決定することとする。また、取引の流動性を確保する観点から、市場への参加者に対してどのように気配価格の提示が可能か検証する。その他、価格の公示に関連して必要な制度設計及び規定類の整備を行う。

iii. 資金決済

売り手と買い手を仲介し、資金の取りはぐれが無いよう取引の安全性を保証するサービスを整備する。その他、決済指図、決済機能、不履行時の取扱い等、資金決済に関連して必要な制度設計及び、規定類の整備を行う。

iv. JCM クレジット振替

カーボン・クレジット市場における JCM クレジット取引参加者の利便性や円滑かつ安全な取引を行う観点から、JCM クレジットの移転に関しては国が保有する既存の JCM クレジットに関する口座簿（JCM クレジットの発行及び移転等を管理するクレジット登録簿（以下「JCM 登録簿システム」という。））との必要な連携の検討を行う。ただし、具体的な方法については、経済産業省及び環境省担当者に提案し、同担当者、及び必要に応じて JCMA と相談の上決定することとする。その他、不履行時の取扱い等、JCM クレジット振替に関連して必要な制度設計及び、規定類の整備を行う。

(2) JCM クレジット取引に係る運用体制構築

(1) で設計した制度及び整備した規定類に従い、カーボン・クレジット市場における JCM クレジット取引の運用体制の構築について検討する。具体的な運用体制については、経済産業省及

び環境省を含む関係省庁・機関の担当者に提案し、同担当者との相談の上決定することとする。

(3) JCM クレジット取引参加者関連の運用構築

事業者が、JCM クレジット取引市場に参加する際に必要となる運用体制の構築について検討する。具体的な運用体制については、経済産業省及び環境省を含む関係省庁・機関の担当者に提案し、同担当者との相談の上決定することとする。また、必要に応じて民間事業者へのヒアリング等を実施し、運営体制のユーザビリティの確保等に努める。なお、必要に応じて、JCM クレジット取引市場への参加が想定される事業者等に対して、規定類や運用体制等の説明、意見の聴取、問い合わせ対応等を行う。

また、必要に応じて、JCM クレジット取引市場への参加が想定される事業者等に対して、取引市場への JCM クレジットの流通を促すための方策について、経済産業省及び環境省担当者に提案する。

3. 事業実施期間

契約締結日～令和9年3月31日

4. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす企業・団体等とします。

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ⑤経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が事業提案書を提出して下さい。(ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。)

5. 契約の要件

(1) 契約形態：委託契約

(2) 採択件数：1件

(3) 予算規模：8,400万円を上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、経済産業省と調整した上で決定することとします。

(4) 成果物の納入：事業報告書の電子媒体1部を経済産業省及び環境省にそれぞれに納入。

※ 電子媒体を納入する際、経済産業省が指定するファイル形式に加え、透明テキストファイル付PDFファイルに変換した電子媒体も併せて納入。

(5) 委託金の支払時期：委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。

※本事業に充てられる自己資金等の状況次第では、事業終了前の支払い(概算払)も可能ですので、希望する場合は個別にご相談ください。

(6) 支払額の確定方法： 事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支払額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

6. 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日：令和8年4月27日(月)

締切日：令和8年5月25日(月) 12時必着

(2) 説明会の開催

以下日時に「Microsoft Teams」を用いて行うので、11. 問い合わせへ連絡先(社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス)を令和8年5月7日(木)17時00分までに連絡してください。(事前にテスト連絡をさせていただく場合があります。)
「Microsoft Teams」が利用できない場合は、概要を共有させていただきますので、その旨を連絡していただくとともに連絡先を登録してください。

令和8年5月8日(金)16時00分

(3) 応募書類

① 以下の書類を(4)により提出してください。

- ・申請書(様式1)
- ・企画提案書(様式2)
- ・会社概要等が確認できる資料(パンフレット等)
- ・競争参加資格審査結果通知書(全省庁統一)の写し又は直近の財務諸表

② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。

③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。

④ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

(4) 応募書類の提出先

応募書類はメールにより11. 記載のE-mailアドレスに提出してください。

※資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

7. 審査・採択について

(1) 審査方法

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 4. の応募資格を満たしているか。
- ② 提案内容が、1. 本事業の目的に合致しているか。
- ③ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ④ 事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑤ 本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑥ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑦ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
- ⑧ ワーク・ライフ・バランス等推進企業であるか
- ⑨ 適切な情報管理体制が確保されているか。また、情報取扱者以外の者が、情報に接することがないか。
- ⑩ 事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行っていないか。
- ⑪ 事業費総額に対する再委託費の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。

(3) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

8. 契約について

- (1) 採択された申請者について、国と提案者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができません場合がありますのでご了承ください。

契約条項は、基本的には以下の内容となります。

○概算契約書

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/r8gaisan-1_format.pdf

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

(2) 再委託比率が50%を超える場合

- ・ 総額に対する再委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。
- ・ 再委託を行う場合、グループ企業との取引であることのみを選定理由とした調達は、原則、認めない（経済性の観点から、相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者

を選定すること。)

- ・提案書等において再委託費率が50%を超える理由書を添付した場合には、経済産業省で再委託内容の適切性などを確認し、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しの指示をする場合がある。

なお、本事業は再委託費率が高くなる傾向となる事業類型には該当しないため、個別事業の事情に応じて適切性を確認する。

<事業類型>

- I. 多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業
(主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業)
- II. 現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業
(主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業)
- III. 多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業
(主に特定分野における専門性が極めて高い事業)

9. 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。<事業の性質に応じて不要な経費があれば、下記から適宜削除すること>

経費項目	内容
I. 人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会場費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費(会場借料、機材借料及び茶菓料(お茶代)等)
謝金	事業を行うために必要な謝金(会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等)
備品費	事業を行うために必要な物品(ただし、1年以上継続して使用できるもの)の購入、製造に必要な経費
(借料及び損料)	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの(ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの。)の購入に要する経費
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費

補助職員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例) 通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等） 光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合） 設備の修繕・保守費 翻訳通訳、速記費用 文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等
Ⅲ. 再委託・外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者へ再委託するために必要な経費 ※改正前の委託事業事務処理マニュアルにおける経費項目である「外注費」と「再委託費」のことを言う。
Ⅳ. 一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費

(2) 直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・その他事業に関係ない経費

10. その他

(1) 事業終了後、提出された実績報告書に基づき、原則、現地調査を行い、支払額を確定します。支払額は、委託契約額の範囲内で、事業に要した費用の合計となります。調査の際には、全ての費用を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。当該費用は、厳格に審査し、事業に必要と認められない経費等については、支払額の対象外となる可能性もあります。

(2) 委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

なお、「委託事業事務処理マニュアル」上で明示している、本事業における再委託を禁止している「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務」については以下の通り。

【事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務】

- ・事業内容の決定（実施手段・方法、対象者、スケジュール、実施体制）
- ・再委託・外注先の業務執行管理（再委託・外注内容の決定、進捗状況の管理方法及び確認、成果及び結果のとりまとめ方法、とりまとめ）

- ・ 報告書（構成及び作成、再委託・外注先の内容とりまとめ）
- ・ その他、執行管理業務と想定する業務 など

(3) 委託費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施する。また、事業に係る取引先（再委託先、外注（請負）先以降も含む）に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じておくこと。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間（最大36ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表する。

具体的な措置要領は、以下の URL の通り。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

(4) 「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」（令和5年4月3日決定）において、政府の実施する公共調達においては、入札する企業における人権尊重の確保に努めるとされたことを受け、当該事業の落札者に対しては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることを求めている。当該ガイドラインの内容を承知の上で、入札をすること。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

(5) 提出された企画提案書等の応募書類及び委託契約書の規定に基づき提出された実績報告書等については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、以下に掲げる書類は調整を行わずとも原則開示とし、その他の書類の不開示とする情報の範囲について経済産業省との調整を経て決定することとします。

○原則開示とする書類

- ・ 提案書等に添付された「再委託費率が50%を超える理由書」

※不開示情報に該当すると想定される情報が含まれる場合は、当該部分を別紙として分けて作成することとします。別紙について開示請求があった場合には、不開示とする情報の範囲については経済産業省と調整を経て決定することとします。

(6) 情報セキュリティに関する事項

業務情報を取り扱う場合又は業務情報を取り扱う情報システムやウェブサイトの構築・運用等を行う場合、別記「情報セキュリティに関する事項」を遵守し、情報セキュリティ対策を実施すること。

11. 問い合わせ先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 GX グループ 地球環境対策室

担当：三井、市川、雑賀、住友

E-mail：bzl-JCM@meti.go.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「令和8年度二国間クレジット取得等のためのインフラ整備調査事業委託費（JCMクレジット取引市場の技術的検証事業）」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上